

第15期（2025年度）日本図書館協会認定司書審査会第1回議事録

2024年7月27日（土）

午後2時2分から午後3時59分

Zoomによるオンライン会議

審査会委員5名出席

事業委員会委員9名陪席、事務局2名陪席

配布資料

- | | |
|-----------|---|
| 資料1 | 日本図書館協会認定司書審査会
日本図書館協会認定司書事業委員会
日本図書館協会認定司書事業委員会事務局 |
| 資料2 | 第14期（2024年度）日本図書館協会認定司書審査会
第2回議事録（案）（公開用記録） |
| 資料2 参考資料 | 同（案）（委員会事務用記録） |
| 資料3 | 第14期（2024年度）日本図書館協会認定司書審査会
臨時審査会議事録（案）（公開用記録） |
| 資料3 参考資料 | 同（案）（委員会事務用記録） |
| 資料4 | 認定司書事業委員会規程 |
| 資料5 | 日本図書館協会認定司書審査要領 |
| 資料6 | 日本図書館協会認定司書の審査に関する申し合わせ |
| 資料7 | 第14期（2024年度）認定司書名簿及び審査（報告） |
| 資料8 | 認定司書制度検討委員会 改革案の提言 |
| 資料8 参考資料 | 認定司書制度検討委員会 改革案の提言 説明資料 |
| 資料9-1～9-4 | 報道資料（第1216号 山下 幸子さん、第1219号 菊池 晃成さん） |
| 資料9-5 | 報道資料（第1217号 梶浦 真子さん） |
| 資料10-1 | 日本図書館協会認定司書の審査に関する申し合わせの一部改正について |
| 資料10-2 | 日本図書館協会認定司書の審査に関する申し合わせ（案） |
| 資料11 | 認定司書に相応しい著作のガイドライン |

資料 12	第 15 期日本図書館協会認定司書事業スケジュール（案）
資料 13-1	申請書類一式 新規用
資料 13-2	申請書類一式 更新用
資料 13-3	申請書類連絡先 新規用
資料 13-4	申請書類連絡先 更新用

1 認定司書審査会長あいさつ

今回は、オンラインでの審査会になった。この数日の暑さを考えると外出するのは危険なので、たしかにオンラインで良かったと思う。2時間以内に終わるように進めたい。

2 認定司書審査会委員の紹介（資料 1）

審査会委員は以下の 6 名

秋本	敏	委員（欠席）
糸賀	雅児	審査会長
植田	佳宏	委員
大谷	康晴	委員
呑海	沙織	委員
鍵水	三千男	委員

3 認定司書事業委員会委員の紹介（資料 1）

事業委員会委員は以下の 10 名。

青野	正太	委員
大谷	康晴	委員長
澤谷	晃子	委員
富樫	和行	委員
二瓶	優	委員
長谷川	拓哉	委員
松原	伸直	委員
松本	直樹	委員
三浦	なつみ	委員（欠席）
村山	咲穂	委員

4 認定司書事業委員会事務局の紹介（資料 1）

事務局は以下の 2 名。

曾木	聡子
三浦	敬子（主担当）

- 5 第14期認定司書審査会(第2回)議事録の確認(資料2)
- 6 第14期認定司書審査会(臨時)議事録の確認(資料3)
資料2、資料3に対し、確認のための期間を8月31日(土)まで設けることとした。
- 7 規程類について(資料4～6)
認定司書の審査について、「認定司書事業委員会規程」(資料4)、「日本図書館協会認定司書審査要領」(資料5)、「日本図書館協会認定司書の審査に関する申し合わせ」(資料6)に基づき行うことを確認した。
- 8 報告事項
 - (1) 第14期審査結果報告(資料7)
『図書館雑誌』2024年5月号に掲載された記事について報告がされた。
 - (2) 認定司書制度検討小委員会の報告について(資料8)
認定司書制度検討小委員会による最終報告「改革案の提言」が、日本図書館協会の執行部へ提出されたことを踏まえ、以下2点が行われることとなったことが報告された。
 - ・7月24日(水) 研修関連の委員会間協議の実施
 - ・8月22日(木) 常任理事会において、検討の継続を申請
また、制度検討小委員会委員長から提言の柱の部分について、以下の補足説明がされた。
 - ・提言は、すぐそのまま進めるというものではない。
 - ・これまでの認定司書事業の取組みや国内の他の専門職の認定制度、国外の図書館が関わる認定制度を踏まえると考えられることを提言した。
 - ・提言1は、司書や認定司書はなにができるかが明確になっていないことを踏まえ、認定司書にはこんなことが求められるという、コア・コンピテンシーについて触れた。
 - ・提言2は、現在の認定司書制度では申請には10年間必要であるが、5年程度で最初の認定申請((仮称)2級)を受けられるようにしてはどうかという内容である。最初の5年の認定申請においては、研修受講を中心とした要件とし、10年の認定申請((仮称)1

級)においては研修講師経験や図書館協会等での委員会活動などを要件の中心にしてはどうかという趣旨である。

- ・提言3は、認定司書自身による部会あるいは委員会を設けてはどうかということや、研究発表の機会を設けるという趣旨である。
- ・提言4は、日本図書館協会などを含めて、認定司書制度をどういうふうに広げていくかという趣旨である。
- ・提言5は、提言1～4で述べた以外の細かい話と、見送り事項としてメンター制度と専門分野ごとの名称付与について触れている。

これらの報告を受けて、認定司書制度固有の問題と固有の改革戦略について更に踏み込むべきであり、認定司書の申請者を増やすべく多くの人に門戸を開くやり方を引き続き検討すべきであるとの意見が述べられた。

(3) その他

報道資料(資料9) 図書館司書専門講座、図書館総合展(横浜)
訃報:内野安彦氏(特別検討チーム1-2次、第1期、第4-11期認定
司書審査会委員)
優秀なオリジナル論文について

その他の事項として、①第14期認定司書となった方を紹介する報道資料(資料9)、②図書館司書専門講座、図書館総合展(横浜)において、認定司書募集の参考チラシを配布したこと、③認定司書制度の立ち上げ時から携わった委員の訃報、④認定司書申請時に書かれた優秀なオリジナル論文執筆者への論文指導の進捗状況についての4点が報告された。

9 協議事項

・議案1

規程類改正(資料10、資料11)

「日本図書館協会認定司書の審査に関する申し合わせの一部改正について」(資料10-1)について、事業委員長から説明と提案がされた。主な説明点は以下のとおりである。

- ・この審査に関する申し合わせは、あくまでも審査会が決めるものであり、どちらかというと事業委員会の意向を反映して、審査会委員の一

人である大谷委員が提案という形になる。

- ・改正の趣旨は、異議申立てがなされたことを踏まえ、直す必要があると思われる個所があった。
- ・それが、資料 10-1 の新旧対照表での提案である。
- ・現行規程第 10 条では、「要領第 9 条第 6 号」が新規の認定申請の時に出す著作のことであり、「要領第 11 条第 1 項第 4 号」が更新の時に出す著作のことを指している。
- ・現行規程第 10 条第 1 項第 1 号「イ 申請までの 10 年以内」の条文は、「要領第 11 条第 1 項第 4 号」で定める「認定証交付の日以降」と整合性が取れないので、改正案の通り改めたい。
- ・第 14 期の審査で公開の概念の相違から異議申立てがあったことを踏まえ、現行規程の第 10 条第 1 項第 3 号、同第 4 号についても改正案の通り改めたい。
- ・著作のガイドラインは、資料 11 のとおり用意したので協議したい。
- ・附則について、日本図書館協会が一時期採用していた和暦表記と、現在採用している西暦表記が混在しているが、遡及して訂正はしない。

協議の結果、著作のガイドライン施行について否定的な意見が多く、ガイドラインを作成しないこととなった。

「日本図書館協会認定司書の審査に関する申し合わせの一部改正について」（資料 10-1）については、審査会後にメールで確認が行われ、2024 年 7 月 27 日から施行することとなった。

・議案 2

第 15 期認定司書認定事業スケジュール（案）（資料 12）について、事業委員長から説明と提案がされた。

- ・第 15 期第 2 回審査会は、2025 年 1 月 11 日（土）を予定している。大学入学共通テストが、翌週の 18 日（土）、19 日（日）に開催され、予備テストがその翌週の 25 日（土）、26 日（日）に開催予定であるから、1 月 11 日（土）にならざるをえないかと思う。
- ・第 15 期は、異議申立ての期間を長めにとっている。昨今、郵送に時間が掛かることを考慮した。また、年度内最終の理事会が 2025 年 2 月 20 日（木）であるので、異議申立てがあり、仮に追加で認定することになっても 2025 年 5 月ごろの理事会でさかのぼって 4 月 1 日付で、承認をお願いすることになるので、長めにとっても問題はない。
- ・逆に異議申立て期間を短くして、郵送に係るトラブルが発生するの

は避けたい。

- ・第15期認定証交付式は、第14期の認定証交付式（全国図書館大会長崎大会の全体会）の様子を確認してから日程を決定させたい。

スケジュールについて異論はなく、承認された。

・議案3

申請書類の書式（資料13-1～13-4）について、事業委員長から説明と提案がされた。

- ・紙ベースでないものを紙に印刷したもので、改行、改ページが見にくい体裁になっており、申し訳ない。
- ・第14期から「連絡先等」のシートは、他のファイルと別のファイルにしたうえで、審査手続きを行っている。
- ・申請者番号欄（2301-101 から始まる）は、日本図書館協会のシステム上の都合で、別の番号を付与することになる。

「今回新たに執筆された著作」の箇所は、「「今回新たに執筆されたオリジナル著作」とすべきであり、修正する。

更新も同様に修正することで承認された。

10 その他

以下、3点の報告があった。

- ① 一般社団法人日本カルチャーデザイン研究所の発行する雑誌『Cul de La』で、認定司書の座談会の記事が載った。
- ② 文化審議会の答申に、学芸員の認定制度を検討してもらいたいという趣旨の記述がされたことを受けて、日本博物館協会が日本図書館協会会館に来館し、認定司書制度について、制度の成立経緯や課題について情報交換をした。
- ③ 雑誌『建築ジャーナル』の9月号で、「図書館の自由」が特集記事として組まれる。神奈川県立図書館や水戸市立西部図書館の建築について、司書の覆面座談会、「指定管理者制度と図書館」の論考が載る。また、図書館船についての記事も掲載される。

第2回審査会について

2025年1月11日（土）に行うことを確認した。